

# 生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

# 通信

2020年11月30日 第26号 連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

## 不服審査請求 過去最高の154人分提出!

### 今年10月からの生活保護費引き下げに抗議! ~静岡県生健会~

静岡県生活と健康を守る会連合会は20日、全国で初めて、今年10月からの生活保護基準の引き下げに抗議する行政不服審査請求書154人分(第1次分)を県に提出しました。2018年から段階的に削減され、今回の削減で利用世帯全体の67%が減額となり、受給者は「もう限界」と悲鳴をあげています。提出には生活保護受給者、水谷陽一県連会長、前田津恵全生連副会長、生健会会員ら50人余が参加しました。

集会ではまず鈴木節子県議から「生活保護利用者は大変厳しい生活をしている中で、しかもコロナ禍の中でもまた下げられ、「これ以上の引き下げは許さない」という一人ひとりの声を束ねて行政に対して集団で不服審査請求を起こすことが重要になっている」と激励に挨拶。

水谷会長からは「掛川からバスで19名参加した。浜松からは73名の不服審査請求をもって参加をしている。磐田は15名分、袋井が4名分、掛川は生活保護者全体の受給者の15%になる34名、今回初めて御前崎から3名、藤枝から2名、焼津からも1名、そして静岡から22名で全部で154名の審査請求になった。過去の最高が147名なので、これを突破して頑張ってきた。この頑張りを拍手で確認して頑張りましょう」と挨拶。

### 削るものが無いのに引き下げた!

続いて掛川の富山さんは「2013年から5年の間に6、5%、最高10%引き下げられた。私の生活は食事が日に1~2回、入浴は週に2回これもシャワー、受給日の5日前にはカップラーメン1個で何とか食いつないでいる。18年~20年は3回引き下げられた。19年は消費税が2%上がり、20年はコロナで私たちの生活はもう限界。全国約205万人の生活保護者のためにもこれ以上の引き下げはやめてほしい」と訴えました。

また阿部弁護士は「名古屋地裁の判決は「厚生労働大臣には広い裁量権があるので多少の引き下げもできる」という判決だった。憲法でも生活保護法でも健康で文化的な最低限度の生活というのは権利として保障されているが、その水準はどこになるのかをさぐる裁判。やっと食いつないでいるレベルがそれにあたいするのかということ全国の裁判で問題にしている。大変厳しい裁判ではあるが、朝日訴訟の時は原告は朝日さん一人だった。今回の審査請求は154名。一人ひとりが朝日茂さんになったつもりで一緒に頑張りましょう」と訴えました。

支援する静岡の会の小高事務局次長からは「姪が4人の子を持つシングルマザーだが、実は6年前に元夫からのDVで逃げるように三島から足立区に引っ越し生活保護を受給した。昨年実家で集まった時、その姪に「(実家の)この冷蔵庫にはいっぱい(食べ物が入っているけれども、うちの冷蔵庫はいつも空っぽなんだよと言われ涙が出た。まさにこれ以上切り詰めるものがないのに引き下げたのが今回の引き下げ。頑張りましょう」と挨拶。



154人分を提出する水谷会長と富山さん(手前)

### 第1次訴訟 口頭弁論のお知らせ

- 12月17日(木) 第19回口頭弁論
- 13時15分頃 傍聴券配布
- 14時00分 開廷
- 14時30分頃 報告集会

### 第2次訴訟 口頭弁論のお知らせ

- 1月29日(金) 第3回口頭弁論
- 13時45分頃 傍聴券配布
- 14時30分 開廷
- 15時頃 報告集会